

本千葉カントリークラブゴルフ場利用約款

【約款の適用】

第1条 当ゴルフ場を利用されるお客様（メンバー、ゲストを問わず）は、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

【利用の申し込み及びキャンセル】

第2条 プレーの申し込み及びキャンセルは、所定の手続きに従っていただきます。尚、予約のキャンセルにつきましては、ホームページや館内掲示などに定めるところによりキャンセル料を申し受けます。

【利用契約】

第3条 当ゴルフ場でプレーされる方はフロントにおいて本約款を確認の上、所定の用紙に署名または、チェックインシステムにより所定の手続きを行ってください。それにより当クラブは、施設利用をお引き受けすることになります。ただし、利用引き受け後でも本約款第4条を適用致します。

【利用の拒否】

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には、施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート間に余裕のないとき。
2. 天災、施設の故障等、その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
3. 利用者が暴力団員、または暴力団員を同伴したとき。
4. 利用者が偽名、または他人名義で申し込んだとき。
5. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められたとき。
6. 警告を無視して、服装、スロープレーを改めないとき。
7. その他、本約款に違反した場合、または当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。

【休場日・開場時間】

第5条 当クラブの休場日と開場時間は、当クラブの定めるところによりますが、臨時に変更することがあります。

【金銭その他貴重品】

第6条 金銭、その他の貴重品については、その種類及び価格を明示してフロントでお預かりした品物以外盗難、紛失の事故に対して一切の責任を負いません。

【携帯品・自動車等】

第7条 携帯品、及び駐車場の自動車等の盗難、損害等においても当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

【ロッカーでの事故】

第 8 条 ロッカー内の諸物品に事故が発生しても当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

【プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守】

第 9 条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーをよく守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしてください。
万一プレー中に他の利用者に損傷を与えた場合はプレーヤー自身の責任において、解決して頂きますので十分にご注意ください。

【ティーイングエリアにおける素振り】

第 10 条 素振りはティーマーク内の打席または、指定された場所・周囲に他の物がない場所とします。また、打者以外の組はみだりにティーイングエリアに立ち入らないでください。

【GPS システムと飛距離の確認】

第 11 条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイス如何に関わらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。
同様に乗用カート搭載の GPS 測定による安全サインが出ている場合でも自己の飛距離を判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。尚、打球事故は当事者間で解決して頂き、当クラブは一切の責任を負いません。

【キャディ及びフォアキャディの合図】

第 12 条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり通常の飛距離に前進したと判断されるときの合図でありますから、合図があっても打者は自分の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

【打者の前に出ない事】

第 13 条 同伴者は、打者の前方に絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって生じた事故についてはプレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

【隣接ホールへの打ち込み】

第 14 条 隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですのでプレーヤーは、自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールへ打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図し、邪魔にならないように打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも充分気を付けて打球して下さい。

【退避】

第 15 条 後続組に対して打球させる場合は、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

【ホールアウト後の退去】

第 16 条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

【雷鳴、地震があった場合】

第 17 条 雷鳴があつて落雷の恐れがあるときは直ちにプレーを中断し、キャディの指示・ゴルフ場からの無線等の指示、あるいは自己の判断により待避所等安全と思われるところへ退避して下さい。また、地震があった場合も同様に直ちにプレーを中断して斜面の崩壊や施設の損壊に注意し退避して下さい。

【火気の使用禁止】

第 18 条 コース内クラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁とします。マッチ、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿へお入れください。

【違反場合の責任】

第 19 条 利用者が本約款に違反し、第三者に障害等の事故を発生させた場合及び自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

【クラブの確認】

第 20 条 クラブの確認は、スタート前とプレーの終了時に利用者ご自身でお願いします。クラブ確認のご署名後に間違いのお申し出がありましても、当ゴルフ場は責任を負いかねますのでご注意ください。

【施設内への持込品】

第 21 条 施設内に次の物を持ち込むことを禁止します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1. 動物のペット類 | 4. 発火、爆発の恐れがあるもの |
| 2. 著しく悪臭を放つもの | 5. 騒音を発する物 |
| 3. 鉄砲、刀剣 | 6. その他、危険物や他人に迷惑を及ぼす
恐れがあるもの |

【行為の禁止】

第 22 条 当ゴルフ場の施設内では次の行為はお断りいたします。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 賭博、あるいはこれに類する行為 | 5. 利用者以外のコース内の無断立入 |
| 2. 風紀を乱すような言動及び行為 | 6. 刺青の方のご入浴 |
| 3. 物品販売、宣伝広告、署名等の行為 | 7. 飲食物の持込 |
| 4. 会員、利用者以外の施設の無断立入 | 8. 無許可の撮影・録音等 |

【個人情報】

第 23 条 当クラブでは、館内表示システムや遺失物の連絡、ダイレクトメールの発送やインターネット情報の送信など、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

【宅急便の取り扱い】

第 24 条 宅急便によるゴルフクラブ、バック、シューズケース等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎ中の物品の盗難、紛失、損害、誤送等による賠償はいたしません。

付 則 1. その他本約款に定めない事項は、信義、誠実の原則に従って決定いたします。
2. この利用約款は 2025 年 9 月 4 日より施行いたします。